小規模保育事業○型○○○○保育園運営規程

　（事業所の名称等）

第１条　（管理者（個人名）を記載）が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

第２条　Ａ型→第２節

　　　　Ｂ型→第３節

⑴　名　称　　○○保育室

　⑵　所在地　　旭川市△△条△△丁目△番△号

 （小規模保育事業の類型）

第２条　小規模保育事業○型○○○○保育園（以下「当園」という。）は，旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号。以下「基準条例」という。）第３章第○節に規定する小規模保育事業○型の基準に基づき運営を行う。

　（施設の目的及び運営方針）

第３条　当園は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ，保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は，保育提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は，基準条例，その他関係法令を遵守し，事業を実施するものとする。

　（利用定員）

第４条　当園の利用定員は，次のとおりとする。

　⑴　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち，満１歳以上の子ども　　○○人

　⑵　３号認定子どものうち，満１歳未満の子ども　　○○人

　（提供する保育等の内容）

第５条　当園は，保育所保育指針（平成２０年３月２８日厚労告１４１）に基づき，以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1. 特定地域型保育（法第２９条第１項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）

 支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対し，当該支給認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

1. 延長保育

　やむを得ない理由により，支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は，当該支給認定に係る園児に対し，第８条に規定する時間の範囲内において，法第５９条第２号に規定する延長保育を提供する。

　⑶　食事の提供

　　　 自園調理により食事の提供を行う。

　⑷　特別利用地域型保育

市長が特に必要と認めた場合，３歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供する

⑸　特定利用地域型保育

市長が特に必要と認めた場合，３歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供する。

　（職員の職種，員数及び職務の内容）

第６条　保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

1. 管理者　１名（常勤専従）

管理者は，職員及び業務を一元的に管理し，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，園児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

1. 保育士　○○名以上（常勤換算後）

　　　保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

Ｂ型の場合のみ保育従事者がある。

1. 保育従事者　○○名以上

　　　保育士を補助する。保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　⑷　調理員　○名以上（非常勤職員）

　　　献立を作成し，給食及びおやつを調理する。

　（保育を提供する日）

第７条　保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

　（保育を提供する時間）

第８条　保育を提供する時間は，次のとおりとする。

　⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　○時○○分から△△時△△分までの範囲内で，支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　⑵　保育短時間認定に係る保育時間

　　　□時□□分から▽▽時▽▽分までの範囲内で，支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，○時○○分から□時□□分まで及び▽▽時▽▽分から△△時△△分までの範囲内で，延長保育を提供する。

　　（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は，その支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園に支払うものとする。

２　当園は，前項の支払を受けるほか，保育の提供における便宜に要する費用のうち，

別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第１０条　当園は，市町村から特定地域型保育の実施について要請を受けたときは，次に掲げる場合を除き，これに応じるものとする。

　⑴　利用要請があった３号認定子どもの数及び当園を現に利用している園児の総数が，利用定員の総数を上回る場合

　⑵　当園の現員からは利用申込に応じきれない場合

　⑶　当園の設備基準からは利用申込に応じきれない場合

　⑷　その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定地域型保育を提供することが困難な場合

２　当園は，特定地域型保育の提供開始に際し，あらかじめ，利用申込を行った支給認定保護者に対し，当該運営規程の概要，職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について同意を得るものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１１条　当園は，以下の場合には特定地域型保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上の小学校就学前子ども。以下「２号認定子ども」という。）となったとき（ただし，２号認定子どもとなった年度の３月３１日までは保育を提供する。）

　⑵　支給認定保護者が，法に定める支給要件に該当しなくなったとき

　⑶　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

　（連携施設）

第１２条　当園は，特定地域型保育を適正に実施し，かつ継続的に提供できるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保するものとする。

　⑴　特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定，特定地域型保育の適切な提供に必要な相談，助言その他の保育の内容に関する支援

　⑵　代替保育（当園の職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

　⑶　当園における特定地域型保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

（緊急時における対応方法）

第１３条　当園の職員は，保育の提供時に，園児に病状の急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等，必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は，旭川市，支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて，消防計画等を作成し，防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め，少なくとも毎月１回以上，避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１５条　当園は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１６条　当園は，保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第５０条において準用する同第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（秘密の保持）

第１７条　当園の職員は，業務上知り得た利用乳幼児又は支給認定保護者の秘密を保持する。

２　連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

３　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

４　正当な理由がある場合については，第１項から前項までの規定を適用しない。

　（運営委員会の設置）

第１８条　当園の運営に関し，当園の設置者の相談に応じ，又は意見を述べるため，次の者を構成員として運営委員会を設置する。

　⑴　社会福祉事業について知識経験を有する者

　⑵　保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）

　⑶　当園の実務を担当する幹部職員

　⑷　その他当園が必要と認める者

附　則

　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

別表

１　特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| △△費 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| □□費 |  | 年額　　　　　　　　円 |
| 遠足に係る交通費 | 保護者分のバス等,その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

＜例＞

・○○行事に係る費用

２　時間外保育に係る利用者負担金

　⑴　保育短時間認定に係る延長保育料

　　　月額　市町村が定める額

３　○○○

　　○○○

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。